

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和8年4月)に伴う
変更箇所

〔令和7年版 全国登録販売者試験過去問正解〕

問題番号		改正の影響
北海道・東北	問94	「濫用等のおそれのある医薬品」規制が廃止され、代わりに「指定濫用防止医薬品」規制が新設された。 これに伴い、当該問題は成立しない。
北海道・東北	問95	北海道・東北問94と同じ理由で、当該問題は成立しない。
北海道・東北	問114	c 「医療用医薬品で使用されていた有効成分を一般用医薬品で初めて配合したものについては、承認条件として承認後の一定期間(概ね3年)、安全性に関する使用成績の調査及び調査結果の報告が求められている」という記述が「医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC 医薬品 で初めて配合したものについては 要指導医薬品に指定され 、承認条件として承認後の一定期間(概ね3年)、安全性に関する調査及び調査結果の報告が求められている」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
北関東・甲信越	問11	b 機構のホームページの掲載事項から「患者向医薬品ガイド」が削除された。 これに伴い、「b」の正誤は逆転し、当該問題は成立しない。
南関東	問34	d 「トランスポーターは細胞膜の脂質二重層を貫き、埋め込まれて存在する膜貫通タンパク質で、細胞膜の外側から内側へ極性物質、イオンを選択的に運ぶ」という記述が「トランスポーターは細胞膜の脂質二重層を貫き、埋め込まれて存在する膜貫通タンパク質で、細胞膜の 内外 へ極性物質、イオンを選択的に運ぶ」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
南関東	問52	a 「対面」という記述が「 対面等 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。 ※対面等の「等」とは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤もしくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを

		いう。
南関東	問 5 5	<p>a 「特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)の販売又は授与をいう」という記述が「特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する<u>要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)</u>、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)の販売又は授与をいう」に改められた。</p> <p>これに伴い、「a」の正誤は逆転し、当該問題は成立しない。</p> <p>※「特定要指導医薬品」は、薬剤師による対面による販売が義務づけられているため、特定販売ができない。</p>
南関東	問 5 6	北海道・東北問 9 4 と同じ理由で、当該問題は成立しない。
南関東	問 5 7	北海道・東北問 9 4 と同じ理由で、当該問題は成立しない。
南関東	問 1 1 4	d 北海道・東北問 1 1 4 の「c」と同じ理由で、当該問題は成立する。
北陸・東海	問 8 2	c 人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物は医薬品であり、「これに該当するものとして、やせ薬を標榜したもの等、無承認無許可医薬品が含まれる」という記述が削除された。しかしながら、当該記述は「医薬品」の該当性に関する通常解釈であるため、当該記述がなくても当該問題は成立すると考えられる。
北陸・東海	問 9 2	北海道・東北問 9 4 と同じ理由で、当該問題は成立しない。
奈良・関西・福井	問 8 4	a 南関東問 5 2 の「a」と同じ理由で、当該問題は成立する。
奈良・関西・福井	問 9 6	a 南関東問 5 5 の「a」と同じ理由で、当該問題は成立しない。
奈良・関西・福井	問 9 7	北海道・東北問 9 4 と同じ理由で、当該問題は成立しない。
奈良・関西・福井	問 9 8	北海道・東北問 9 4 と同じ理由で、当該問題は成立しない。
奈良・関西・福井	問 1 0 8	c 北海道・東北問 1 1 4 の「c」と同じ理由で、当該問題は成立する。

中国・四国	問 5 2	a 南関東問 5 2 の「a」と同じ理由で、当該問題は成立する。
中国・四国	問 5 6	北海道・東北問 9 4 と同じ理由で、当該問題は成立しない。
中国・四国	問 1 1 2	d 北関東・甲信越問 1 1 1 の「b」と同じ理由で、当該問題は成立しない。
九州・沖縄	問 1 0 2	ウ 北陸・東海問 8 2 の「c」と同じ理由で、当該問題は成立すると考えられる。
九州・沖縄	問 1 1 3	ア 南関東問 5 5 の「a」と同じ理由で、当該問題は成立しない。
九州・沖縄	問 1 1 6	イ 北海道・東北問 9 4 と同じ理由で、当該問題は成立しない。

北海道・東北

問 85

正答 2

★★★

- 医薬品の直接の容器等には、以下の事項が記載されていなければならない。(法第 50 条)
- ※これらの事項の記載が、外箱等を透かして容易に見ることができないときは、その外箱等にも同様の事項が記載されていなければならない。
- ①製造販売業者等の氏名又は名称及び住所
 - ②名称(日局に記載されている医薬品では日局において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称があるものではその一般的名称)
 - ③製造番号又は製造記号
 - ④重量、容量又は個数等の内容量
 - ⑤日局に収められている医薬品については「日本薬局方」の文字等
 - ⑥「要指導医薬品」の文字
 - ⑦一般用医薬品のリスク区分を示す字句
 - ⑧日局に記載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量
 - ⑨誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品(殺虫剤等)における「注意－人体に使用しないこと」の文字
 - ⑩適切な保存条件の下で 3 年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の指定する医薬品における使用の期限
 - ⑪配置販売品目以外の一般用医薬品にあっては、「店舗専用」の文字
 - ⑫指定第二类医薬品にあっては、枠の中に「2」の数字
 - ⑬指定濫用防止医薬品にあっては、内容量が規制数量以下のものは「要確認」の字句、その他のものは「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句
- ※これらの字句が外部の容器等に記載されているときは、直接の容器等に記載されていることを要しない。
- ⑭日局に記載されている医薬品(日局の基準に適合しないものであって、性状または品質について適正なものとして承認を受けたものに限る)における有効成分の名称及びその分量

問 93

正答 1

★★☆

- a 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する、以下の医薬品の販売又は授与をいう。
 - ①要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)
 - ②一般用医薬品
 - ③薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)
- b 薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の特定販売を行う場合には、特定販売を行う薬局又は店舗に貯蔵又は陳列している一般用医薬品を販売しなければならない。
- c 正
- d 正 特定販売を行うことについてホームページ広告をするときは、「特定販売に伴う事項」として、以下の事項を当該広告に見やすく表示しなければならない。
 - ①薬局又は店舗の主要な外観の写真
 - ②薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
 - ③現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその氏名
 - ④開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間
 - ⑤特定販売を行う薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)又は一般用医薬品の使用期限

問 96

正答 4

★★☆

- a 要指導医薬品を販売又は授与する場合には、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面等により、書面を用いて、必要な情報を提供させ、必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- b, c 正
- d 一般用医薬品を第一類医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品の区分ごとに陳列しなければならない。

ならない。

北関東・甲信越

問 5 正答 1 ★★☆☆

○次のいずれかに該当する医薬品(不良医薬品)は、販売し、授与し、又は販売・授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、陳列してはならない。(法第 56 条)

- ①日本薬局方に収められている医薬品であって、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合せず、かつ、次の(一)及び(二)のいずれにも該当しないもの
(一)その性状及び品質が適正なものとして承認(法第 14 条、第 19 条の 2)を受けたもの
(二)その性状及び品質が適正なものとして承認(法第 14 条、第 19 条の 2)を受けたものの製造の用に供するもの
- ②基準(法第 41 条第 3 項)が定められた体外診断用医薬品であって、その性状、品質又は性能がその基準に適合しないもの
- ③承認(法第 14 条等)を受けた医薬品又は認証(法第 23 条の 2 の 23)を受けた体外診断用医薬品であって、その成分・分量又は性状・品質・性能がその承認又は認証の内容と異なるもの
- ④厚生労働大臣が基準を定めて指定した医薬品(法第 14 条第 1 項等)であって、その成分・分量又は性状・品質・性能がその基準に適合しないもの
- ⑤基準が定められた医薬品(法第 42 条第 1 項)であって、その基準に適合しないもの
- ⑥その全部又は一部が不潔な物質又は変質・変敗した物質から成っている医薬品
- ⑦異物が混入し、又は付着している医薬品
- ⑧病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品
- ⑨着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されている医薬品

問 6 正答 3 ★★☆☆

a, d 正

- b 「情報提供場所の写真」ではなく、「薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真」
- c 「現在勤務している登録販売者の氏名及び写真」ではなく、「現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその氏名」

関連

- 「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。
- 「同項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者をいう。

問 111 正答 1 ★★☆☆

- 総合機構のホームページには、添付文書情報、医薬品・医療機器等安全性情報のほか、以下のような情報が掲載されている。
- ①厚生労働省が製造販売業者等に指示した緊急安全性情報、「使用上の注意」の改訂情報
 - ②製造販売業者等や医療機関等から報告された、医薬品による副作用が疑われる症例情報
 - ③医薬品の承認情報
 - ④医薬品等の製品回収に関する情報
 - ⑤一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書情報
 - ⑥その他、厚生労働省が医薬品等の安全性について発表した資料

南関東

問 54

正答 1

★★☆

○「薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品及び指定濫用防止医薬品の販売制度に関する事項」として、店舗の見やすい位置に以下の事項を掲示しなければならない。

① 要指導医薬品等の定義及びこれらに関する解説

※「要指導医薬品等」は、要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品の略

② 要指導医薬品等の表示に関する解説

③ 要指導医薬品等の情報の提供及び指導に関する解説

④ 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあつては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列に関する解説

⑤ 要指導医薬品の陳列に関する解説

⑥ 指定第二類医薬品の陳列等に関する解説

⑦ 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

⑧ 一般用医薬品の陳列に関する解説

⑨ 指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説

⑩ 指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

⑪ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説

⑫ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

⑬ その他必要な事項

問 55

正答 4

★★☆

a 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する、以下の医薬品の販売又は授与をいう。

① 要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)

② 一般用医薬品

③ 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)

b 特定販売では、当該店舗に貯蔵し、又は陳列している医薬品を販売しなければならない。

参考 注文を受けた医薬品の在庫がないからといって、他店に貯蔵・陳列されている医薬品を直接発送させることはできない。他店から当該薬局に取り寄せ、いったん当該薬局の管理者の管理下に置いてから発送する必要がある。

c, d 正

北陸・東海

問 97

正答 1

★★☆

1 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する、以下の医薬品の販売又は授与をいう。

① 要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)

② 一般用医薬品

③ 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)

2, 3, 4 正

奈良・関西広域連合・福井

問 96 正答 4 ★★★

- a 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)の販売又は授与をいう。
- b 正 [P219 問 93 の d 参照]
- c 特定販売を行うことについてホームページ広告をするときは、「特定販売に伴う事項」として、現在勤務している以下の者の別及びその氏名を表示しなければならない。※写真は必要ない。
- ① 薬剤師
- ② 第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者 [P226 問 6 の c 参照]
- ③ 第十五条第二項本文に規定する登録販売者
- d 正

九州・沖縄

問 113 正答 3 ★★★

- ア○ 薬局開設者又は店舗販売業者は、当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を特定販売により販売することができる。
- 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品の販売又は授与をいう。
- ※「薬局製造販売医薬品」とあるが、毒薬及び劇薬であるものを除く。

イ、ウ、エ 正

中国・四国

問 55 正答 4 ★★★

- a, d 正
- b 特定販売を行うことができる医薬品は、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く)、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く)である。
- c 特定販売を行う場合であっても、医薬品を購入しようとする者から対面又は電話により相談応需の希望があったときは、対面又は電話により相談に応じなければならない。

【再掲】

Ver. 070422

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和7年4月)に伴う 変更箇所

〔令和7年版 全国登録販売者試験過去問正解〕

問題番号		改正の影響
北関東 ・甲信 越	問 1 1 7	c 「殺虫剤・殺鼠剤は救済制度の対象とならない」という記述が「殺虫剤・殺鼠剤(<u>人体に直接使用するものを除く</u>)は救済制度の対象とならない」に改められた。 これに伴い、当該殺虫剤は人体に直接使用するものかどうか明らかでないため、「c」の正誤は不明となり、当該問題は成立しない。
中国・ 四国	問 1 1 6	a 「殺虫剤・殺鼠剤は救済制度の対象とならない」という記述が「殺虫剤・殺鼠剤(<u>人体に直接使用するものを除く</u>)は救済制度の対象とならない」に改められた。 これに伴い、当該殺虫剤は人体に直接使用するものかどうか明らかでないため、「a」の正誤は不明となり、当該問題は成立しない。 ※人体に直接使用する殺鼠剤はない。
九州・ 沖縄	問 7 9	ウ 「中性脂肪が 150 mg/dL 以上」という記述が「中性脂肪が <u>空腹時</u> 150mg/dL 以上」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。

北関東・甲信越

問 117

正答 5

★★★

- a 医薬品の不適正な使用による健康被害は、救済給付の対象と**ならない**。
- b 医療機関での治療を要せずに寛解したような軽度の健康被害は、給付対象と**ならない**。
- c **正** 要指導医薬品又は一般用医薬品では、以下の使用による健康被害は、救済制度の対象と**ならない**。
- ① **殺虫剤・殺鼠剤**(人体に直接使用するものを除く)
- ② 殺菌消毒剤(人体に直接使用するものを除く)
- ③ 一般用検査薬
- ④ 一部の日本薬局方収載医薬品(例：精製水、ワセリン)
- d **正**

中国・四国

問 116

正答 2

★★★

- a 要指導医薬品又は一般用医薬品のうち、**一般用検査薬**は救済制度の対象と**ならない**が、人体に直接使用する**殺虫剤・殺鼠剤**や殺菌消毒剤は救済制度の対象となる。
- b 製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合は、救済制度の対象と**ならない**。
- c **正**
- d 個人輸入により入手された医薬品の使用による健康被害は、救済制度の対象と**ならない**。

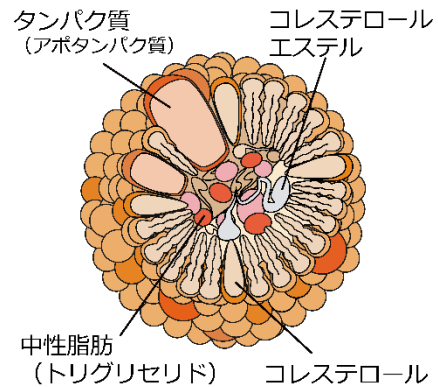
九州・沖縄

問 79

正答 3

★★★

ア 正



- イ** **低密度リポタンパク質(LDL)**は、コレステロールを肝臓から末梢組織へと運ぶ。
- ロ** **高密度リポタンパク質(HDL)**は、**末梢組織**のコレステロールを取り込んで**肝臓**へと運ぶ。
- ウ** 医療機関で測定する検査値として、LDL が 140mg/dL 以上、HDL が 40mg/dL 未満、中性脂肪が**空腹時** 150mg/dL 以上の**いずれか**にあてはまる状態が、脂質異常症とされる基準である。
- エ 正** パンテチン：高コレステロール改善成分